

令和元年度 臨時幹事会概要

開催日時：令和元年 5 月 19 日(日)

於 東京理科大学神楽坂キャンパス

議題 令和元年度春季団体戦における埼玉大学 8 年生出場に対する措置

結論 8 年生出場の正当性を認める。埼玉大学の 8 年生出場に対する措置は取らない

I. 事実 (参考：臨時幹事会資料 <http://kantoshogi.web.fc2.com/print/r1rinjikanjikai.pdf>)

- (1) 団体戦前のオーダー表配布時に、埼玉大学将棋部様（以下、埼大）より、8 年生の出場の是非について問い合わせを受け、関東理事会は関係する規約を参照した。その結果、
 - (A) 8 年生の出場は関東規約及び関東内規には抵触しないとの結論に至った。

これをもとに関東理事会は、全日本学生将棋連盟（以下、全日）へ、関係する規約の解釈等について確認することなく、埼大に 8 年生の出場を認める旨の連絡を行った。
- (2) 団体戦 2 日目の終了後、中央大学棋道会将棋部の代表者様（以下、中央大代表者）により、以下の問い合わせを受けた。
 - (A) 3R 四将戦において埼大 8 年生が対局をしたこと
 - (B) 埼大が関東理事会の承認のもと 8 年生を出場させたことを把握したこと
 - (C) 当該出場は全日本学生将棋連盟規約（以下、全日規約）4 条に違反していること
 - (D) 関東理事会の判断は全日規約 30 条に違反していること
 - (E) 両校の対戦結果の正当性には疑問が残るため、何らかの措置を求めること
- (3) この件について関東理事会で議論し、全日に規約解釈について問い合わせた上で、中央大代表者に対し、以下の回答をした。
 - (A) 関東規約に不備があり、8 年生の出場を禁止することはできないこと
 - (B) 当該出場に関して罰則を設けることは出来ないこと
 - (C) 関東理事会は、全日規約 4 条について、当該学生は参加資格を有しないものの、「参加資格のない者は、全日本学生将棋連盟主催の棋戦に出場できない」との条文からは、全日本学生将棋連盟の規約が各地区連盟主催の大会にも適用され、参加資格を満たさない者の出場を禁じることができるとは判断できないとの立場に立つこと
 - (D) この点について全日に問い合わせたところ、非公式な見解としては「全日の規約には各地区連盟主催の大会への参加資格を定めたものが存在しない」また、「正式な回答は 5 月 31 日の代表委員会で得られる」との回答を得たこと

- (E) 関東理事会としては速やかに結論を出す必要があるため、全日の非公式な結論を参考に(3A)、(3B)、(3C)の結論を下したこと
 - (F) 全日の代表委員会で前述の結論が覆ったとしても、団体戦の結果を変更する措置は取らないこと
 - (G) 本件において、全日への規約解釈の確認を怠り、理事内で十分な議論を経ずに8年生の出場を認めたこと及び規約の不備を放置していたことは本連盟の責任であり、深く陳謝の意を申し上げること
 - (H) 規約改正と全日との連携強化による再発防止に努めること
- (4) これを受けて、中央大代表者より、以下の質問を受けた
- (A) 全日の非公式な見解は話し合いによって下されたものか、それとも、個人の下したのか、その場合誰が下したか
 - (B) 東北大学将棋連盟様の掲示板における2014年3月25日12時22分4秒の書き込みから、全日の平成25年度冬季代表委員会において「7年生以上の大会参加資格は個人戦団体戦ともに認められない」という規則での統一が決定したことがうかがえるが、その規約が関東地区では適用されているのか
- (5) これに対し、関東理事会は以下の回答をした
- (A) 個人の名前は挙げられないものの、全日の方の意見を参考にしたこと
 - (B) 平成26年度の関東大学将棋連盟春季幹事会において、全日の規約改正に対応し、参加資格について各大学の幹事様に伝えていたことが確認されたこと
 - (C) その規定を関東規約に反映させることなく長年留めていたため、今回の一件を生じさせることになってしまったことを深くお詫び申し上げますこと
 - (D) 規約改正と全日との連携強化による再発防止に努めること
 - (E) ご不便とご迷惑をおかけしたことに対する謝罪
- (6) 関東理事会の回答に対して中央大代表者から以下の返答を受けた
- (A) 関東理事会に出場を認められている以上、埼大へのペナルティがないことについて納得しようとしていること
 - (B) 中央大のみが不利益を被る形になっていることは受け入れられず、平成21年度春季団体戦の例から、救済措置として今季のB2級は3校昇級が望ましいと考えていること
- (7) 提案された措置に対して、関東理事会は以下のような議論を行っていた
- (A) 埼大8年生の出場について当理事会が正当であると認めざるを得ない時点で、埼大の対戦は関東規約の範囲内で行われたものであるから、何らかの措置を講じる

ことは難しいのではないかということ

(8) このような状況の中、関東理事会は以下の理由で臨時に幹事会を開催した

- (A) 今回は関東理事会にも過失が存在するため、理事が判断を下すのではなく、平成29年度春季団体戦のように、臨時で幹事会を開催して関東大学将棋連盟に属する加盟大学の幹事全体に判断を仰ぐべきである

Ⅱ. 当事大学による事実確認及び主張

埼玉大学

- 事実 (A) 正真正銘8年生を出場させている
(B) 全日規約4条にあるような、休学・正当な理由は一切ない
- 主張 (A) 理事の了承を取ってあるため、過失はない
(B) 対局結果は覆らないようにしてほしい
(C) 規約改正を望む

中央大学

- 事実 (A) 上述の通りである
- 主張 (A) 当初は埼大に対してペナルティを要求していたが、現在はペナルティなしに納得している
(B) 8年生出場により中央大のみが不利益を被っている
(C) 前例をベースに3校昇級を望む
(D) 規約改正を望む

Ⅲ. 各大学幹事による主張、質問

A: (1) 平成21年度春季団体戦の件では不正と認められた上で措置を執ったのか?

→理事「不正と認められた上で措置を執った」

(2) 関東大学将棋連盟ホームページ内の全日規定には「7年生以上の者の出場を認めない」との記載がないのはなぜか?

→理事「ホームページの更新をしていなかったため」

(3) 関東の大会では(全日と)どちらの規約を優先するか?また、今大会はどちらが主催しているか?

→理事「前提として、関東の規約と全日規約が食い違うことはあってはならない。その上で、全日規約4条の効果が関東大学将棋連盟主催の大会にまで及ぶかという解釈の問題と捉えている」「今大会は関東大学将棋連盟主催である」

B(埼玉大): (1)「関東規約棋戦細則(2)へ」の「対局直後」の範囲とは?

→理事「具体的な期間を書かず、『直後』としているのは様々なケースに対応するためであり、今回のケースに適用するのは妥当であると考えている」

(2) 救済措置としての3校昇級は、他の級の影響を考慮してもやり過ぎである

(3) 団体戦はオーダーの読み合いを含むので、中央のみ不利益を被ったとすることに違和感を覚える

C(中央大)：(1) 今回はメンバー登録自体が誤りであり、対局直後の項（関東規約棋戦細則(2)へ）にあたらぬ

(2) 平成26年度の関東大学将棋連盟春季幹事会にて報告されているのならば、規約の解釈以前にそちらを優先すべき

D：(1) 理事の判断では、埼玉大の8年生出場に対して違反は認められないとしたため、不正は認められない

(2) この幹事会でいう「措置」とは何か？

→理事「3校昇級等の救済行為を指す」

E：(1) 理事はどのタイミングで8年生出場の知らせを受けたのか？

→理事「1日目のオーダー表配布時」

F：(1) 中央大のいう、中央大のみが被った具体的な不利益とは何か？

→中央大「埼玉大の8年生が一戦のみ（中央大戦のみ）に出場していること」

G：(1) 理事としては7年生以上は出場しても良いと考えているか？

→理事「規約の不備であり、出場を禁止することは難しいと考えている」

IV. 投票結果

埼玉大学8年生の出場は正当である **29票**

埼玉大学8年生の出場は不当である **5票**

(ただし、B2級所属大学は利害関係を有するため、議決権を有さない)

この結果に従い、埼玉大学8年生の出場を正当とし、本件に関して何らかの措置は行わない。

V. 備考

関東大学将棋連盟の主催するその他の大会においても、現行の規約の下では7年生以上の出場を認めざるを得ないと解釈する。このため、早急に規約改正案を検討する。